

第6章

まちづくりの推進に向けて

～行政の取り組み、市民の参画～

施策の体系

第6章

まちづくりの推進に向けて ～ 行政の取り組み、市民の参画 ～

第1節 成果と効率性を重視した行財政運営の推進

- (1) 計画的な行財政運営を進めます。
 - ① 計画的な行財政運営を進めます。
 - ② 統計調査の結果を有効に活用します。
- (2) 行政事務の成果と効率性を高めます。
 - ① 行政事務の効率化を図ります。
 - ② 行政事務の電子化を促進します。
 - ③ 有効性・妥当性の高い情報システムの構築を図ります。
- (3) 課題に的確に対応できる組織にします。
 - ① 職員研修の充実と活力ある職場風土の形成に努めます。
 - ② 適切な定員管理に努めます。
 - ③ 円滑な事務遂行のための組織づくりに努めます。
 - ④ 課題発見・課題解決プロセスマネジメントを展開します。
- (4) 健全な財政運営を進めます。
 - ① 経営的視点による行財政改革に取り組みます。
 - ② 市税の徴収率向上に努めます。
 - ③ 事務事業の執行に必要な財源の確保に努めます。
 - ④ 受益と負担の関係を見直します。
 - ⑤ 経常経費を節減します。
 - ⑥ 財源を重点的、効果的に配分します。
 - ⑦ 公有財産の適正管理と有効活用を図ります。
- (5) 施設を適正に管理します。
 - ① 施設価値を高めることに努めます。
 - ② 施設の管理運営に地域・民間の力を活用します。
 - ③ 公共施設のあり方を検討します。
- (6) 広域的な行政を進めます。
 - ① 広域的な行政を推進します。

第2節 市民協働によるまちづくり

- (1) 地域のまちづくり活動が盛んなまちにします。
 - ① まちづくりに対する市民意識を高めます。
 - ② 地域のまちづくり活動の環境を整備します。
 - ③ 市民活動の情報交流を推進する環境を整備します。
 - ④ 地域コミュニティ活動への支援を行います。
 - ⑤ コミュニティの活動拠点を確保します。
- (2) ボランティアやNPO等の活動が盛んなまちにします。
 - ① 市民公益活動に対する市民の関心を高めます。
 - ② 市民公益活動を促進する環境を整えます。
- (3) 市民の意識を反映したまちにします。
 - ① 市民意識を反映できる広聴制度を確立します。
 - ② 市民の行政活動への参加を促進します。
- (4) 行政の透明性の高いまちにします。
 - ① 市政情報の公開を進めます。
 - ② 市政情報に関する広報を行います。
 - ③ 市民が行政情報を活用できる環境を整備します。

第3節 男女平等参画社会の実現に向けたまちづくり

- (1) 男女が平等に参画できるまちにします。
 - ① 男女平等参画社会づくりのための取り組みを進めます。
 - ② DV対策を進めます。
 - ③ 男女平等参画社会の実現に向けた推進体制を整備・充実します。

第1節 成果と効率性を重視した行財政運営の推進

現況と課題

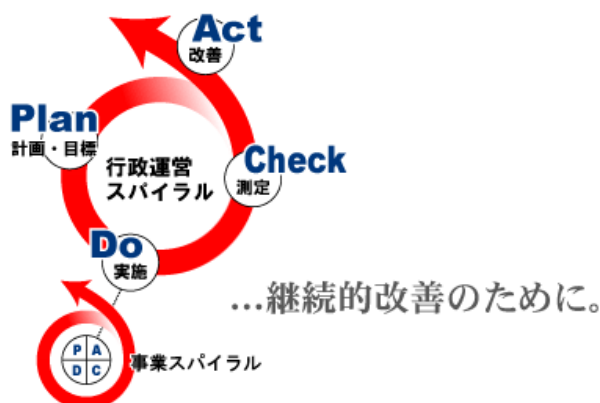
少子高齢化の進展、高度情報化社会の進展、国際化の進展など社会情勢は大きく変化しています。また、人々の価値観も物の豊かさから精神的な豊かさへと変化してきており、そのニーズも高度化・多様化しています。

さらに、平成12年には「地方分権一括法」が施行され、その後の規制緩和や三位一体の改革など、地方分権がますます進展しており、自らの責任と創意工夫による自立したまちづくりが求められています。

地方公共団体においては厳しい財政状況の中、さらなる行財政改革の推進による行政のスリム化や効率化が求められており、財政基盤の安定化を図るとともに、行政サービスの効率化・合理化を強力に推進していくことが必要となっています。

基本方針

- ・ 現行のサービスを維持しながら、さらに活力あるまちづくりを進めていくために、新たな都市経営の考え方を構築します。そのため、行政課題に的確に対応した事業を計画的に進めるとともに、施策や事業の評価制度の導入による事業の厳しい選択と見直しを行います。
- ・ 限られた財源を有効に活用できるように、行政活動成果測定による事務事業の見直しや、新たな外部委託の推進により、行政事務の成果と効率性を高めます。
- ・ 民間の経営的視点にたった行財政改革を進めるとともに、徹底した経費の節減や財源の重点的配分、受益と負担の見直しや市税等の歳入の確保に努め、健全な財政運営を行います。特に、一般会計については、プライマリー・バランス（※1）の均衡に努めるなど財政健全化のための取り組みを進めることにより、財源に見合った財政歳出構造を確立します。
- ・ 既存資源を有効に活用するため、公共施設の適正な配置や、既存施設の有効活用、そして指定管理者制度の推進など、公共施設の価値を高めるとともにサービスの向上や管理の見直しを図ります。
- ・ 行政の有する課題への対応ができる組織体制の見直しと職員の育成を行います。



行政運営の成果と効率性を高めるために、計画一実施一測定一改善を継続的なサイクルの中で取り組んでいきます。



市庁舎

（※1）プライマリー・バランス：公債費を除いた歳出と市債収入を除いた歳入のバランス。これを均衡させることは、その年度の歳出は借金以外の歳入によって賄えることを意味する。

施策の体系

- (1) 計画的な行財政運営を進めます。
- ① 計画的な行財政運営を進めます。
 - ② 統計調査の結果を有効に活用します。
- (2) 行政事務の成果と効率性を高めます。
- ① 行政事務の効率化を図ります。
 - ② 行政事務の電子化を促進します。
 - ③ 有効性・妥当性の高い情報システムの構築を図ります。
- (3) 課題に的確に対応できる組織にします。
- ① 職員研修の充実と活力ある職場風土の形成に努めます。
 - ② 適切な定員管理に努めます。
 - ③ 円滑な事務遂行のための組織づくりに努めます。
 - ④ 課題発見・課題解決プロセスマネジメントを展開します。
- (4) 健全な財政運営を進めます。
- ① 経営的視点による行財政改革に取り組みます。
 - ② 市税の徴収率向上に努めます。
 - ③ 事務事業の執行に必要な財源の確保に努めます。
 - ④ 受益と負担の関係を見直します。
 - ⑤ 経常経費を節減します。
 - ⑥ 財源を重点的、効果的に配分します。
 - ⑦ 公有財産の適正管理と有効活用を図ります。
- (5) 施設を適正に管理します。
- ① 施設価値を高めることに努めます。
 - ② 施設の管理運営に地域・民間の力を活用します。
 - ③ 公共施設のあり方を検討します。
- (6) 広域的な行政を進めます。
- ① 広域的な行政を推進します。

施策の説明

(1) 計画的な行財政運営を進めます。

① 計画的な行財政運営を進めます。

少子高齢化、高度情報化、国際化の進展など社会経済情勢の変化に伴い、行政需要はますます多様化、高度化しています。また、地方分権型社会では、住民に最も身近な自治体である市が、これまで以上に地域の実情とニーズを踏まえて、その判断と責任において施策を推進していくことが求められています。

行政課題に的確に対応していくため、財政推計を基に5年間の実施計画を作成し、総合的・計画的な行政運営を進めます。また、計画の実行にあたっては、施策や事業を評価する制度を導入し、事業の選択と改善を行いながら着実な課題解決に努めます。

主な実現方策

- 後期基本計画の施策の達成度を計画期間の中間年度と終了年度に測定します。
- 後期基本計画の進行管理を図るとともに、事業の進捗度合いと財政の状況を勘案して実施計画の見直しを行います。

② 統計調査の結果を有効に活用します。

市民の価値観や生活様式の多様化、少子高齢化に伴う社会構造の変化状況など、本市の現状を示す数値は、行政活動の根拠となる諸施策を立案する上で重要なものとなっています。

そこで、各種統計調査の結果をはじめ、本市の現状を示す数値等を整理、集約し、地域課題分析のための基礎資料として容易に利活用できる体制づくりを進めます。

主な実現方策

- 既存統計資料を体系的に整理し、公表します。

(2) 行政事務の成果と効率性を高めます。

① 行政事務の効率化を図ります。

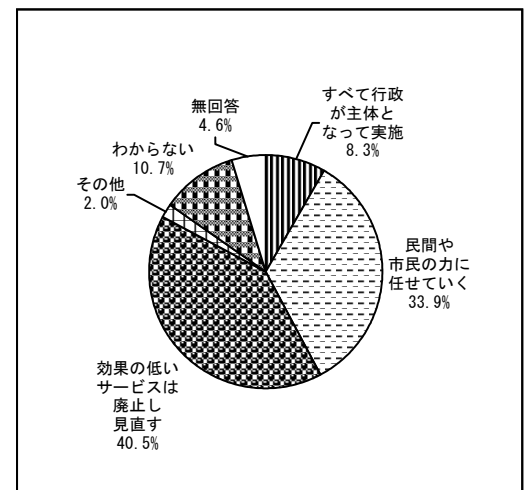
現在は、行政だけが公共サービスの唯一の担い手ではなく、市場に委ねる方が適当なもの、民間委託によってより良質なサービスが低コストで提供できるもの、NPO(※2)活動などの特性を生かすべきものなどがあると言われるようになってきました。

限られた人員、財源で多様な市民ニーズに応えるために、行政活動の成果測定に基づく事務事業の見直しと適正な管理を進め、必要に応じ外部委託を検討します。

また、直営で行う事業についても、職員の創意工夫による事務の効率化を進めます。

主な実現方策

- 事業を実施した成果を測定し、その結果を翌年度の事業に反映させます。
- 事務事業の改善方法を研究し、実施します。



今後の行政サービスのあり方について、重要だと思ふ視点 (平成16年度 市民意識調査報告書)

(※2) NPO … NPOとは「非営利組織」という意味の英語のNon-profit Organizationの頭文字をとったものです。「非営利」とは、「利益をあげてはいけない」ということではなく、「利益が上がっても構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てる」という意味です。一般にNPOという場合は、法人格の有無や種類を問わず、民間の立場で、社会的なサービスを提供したり、社会問題を解決するために活動する団体をいいます。

②行政事務の電子化を促進します。

近年、情報処理や通信分野における技術革新は目覚しく、情報通信技術を活用した行政事務の効率化や市民サービスの向上などが求められています。

本市では、これまでも住民票・印鑑証明書の自動交付やインターネットを利用した施設予約など各種の情報化事業を進め、市民サービスの向上と事務処理の効率化を目指してきました。今後とも財政状況等を勘案しながら、国が進める電子政府・電子自治体への対応を含め、情報通信技術を積極的に活用し、行政事務の簡素化、効率化を進めるとともに政策決定の迅速化、高度化等行政運営の質的向上を推進します。

主な実現方策

- 市政の幅広い分野に情報通信技術を活用した電子自治体の構築に向けた調査研究を進めます。
- 情報セキュリティ（※3）の確保や庁内ネットワーク、パソコン等の運用管理を適正に行うなど、行政情報化推進のための環境整備を進めます。

③有効性・妥当性の高い情報システムの構築を図ります。

本市では様々な行政事務に情報システムを活用し、事務の効率化、迅速化を図り、市民サービスの向上に努めていますが、情報通信技術の分野は技術革新が早く、既に時代に合わないシステムも存在していることから、必要に応じてシステムの見直しを実施します。

また、システムの新規導入や見直しにあたっては、全庁的なシステム・ネットワーク構成等を踏まえた無駄の無い、投資効果の高いシステムの構築を進めていきます。

主な実現方策

- 旧式となったコンピュータシステムで処理を行っている現行のシステムについて、費用対効果の高いシステムへの移行を調査・研究します。
- システムの導入や見直しにあたり、全庁的なシステム・ネットワーク構成等を踏まえた投資効果の高いシステム構築を進めます。

(3) 課題に的確に対応できる組織にします。

①職員研修の充実と活力ある職場風土の形成に努めます。

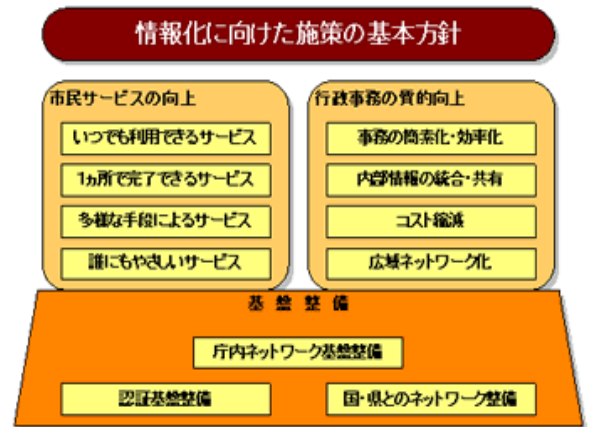
本格的な地方分権の時代を迎え、職員には、職務に関する専門的な知識はもとより、多様な行政ニーズに対応した施策を企画し実施する能力が求められています。

本市では、これまでも「佐倉市職員に求められる職員像」を実現するため、人材育成の基本方針に基づき人材育成を推進する職場づくりと職員研修の充実・多様化に取り組んでいますが、今後もこの取り組みをさらに充実させます。

主な実現方策

- 計画的に職員研修を実施しつつ、毎年度その成果を見直すことで、効果的な職員研修を実施します。

(※3) 情報セキュリティ … 情報システムのハードウェアやデータなどの情報資産を災害や不正行為などの脅威から守ることを言います。具体的には、ネットワーク及び情報システムの開発、変更、追加又は廃止及び運用にかかるすべての情報について、①機密性（許可されたもののみが情報にアクセスできることを確実にする。）②完全性（情報及び処理情報の正確性及び完全であることを安全防護する。）③可用性（許可された利用者が必要ときに情報にアクセスできることを確実にする。）という3つの状態を維持することを指します。佐倉市では平成16年4月1日に「佐倉市情報セキュリティに関する規則」及び「佐倉市情報セキュリティ対策基準に関する規程」からなる「佐倉市セキュリティポリシー」を制定し、全庁的なセキュリティ対策を進めています。



佐倉市情報化基本計画より抜粋



コンピューター室

②適切な定員管理に努めます。

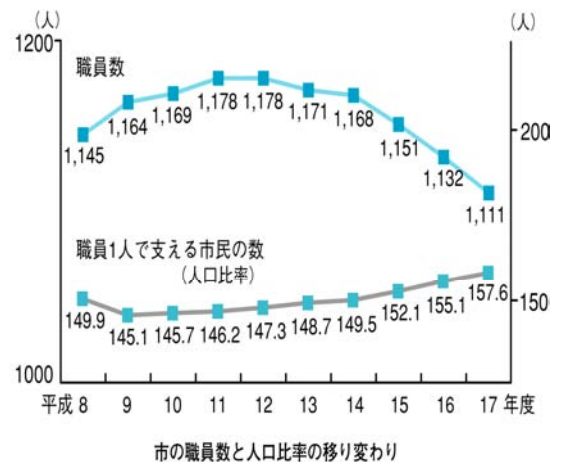
本市の平成17年4月1日現在の職員数は、1,111名であり、人口に対する職員数の割合は県内で最も少ない状況にあります。

しかし、今後の財政事情等を考慮すると、市民サービスの維持向上を図りながら、今まで以上に少数精鋭で行政運営に当たっていく必要があります。

このため、職員配置については、事務量を的確に把握し、職員一人ひとりの能力や技術が最大限に発揮されるよう、効率的で有効性の高い人事管理に努めます。

主な実現方策

- 的確な人事管理施策を講じることにより、定員管理を進めます。



③円滑な事務遂行のための組織づくりに努めます。

少子高齢化や国際化、情報化等社会情勢の変化に的確に対応し、新たな行政課題と市民の多様なニーズに即応できる行政サービスを展開するためには、政策目標に基づき、効率的かつ効果的に事務事業を処理する組織にしていく必要があります。この実現に向けて、柔軟な組織・機構を常に整備し、政策形成機能や総合調整機能の充実強化を図るよう努めます。

主な実現方策

- 事務事業の効果を高める行政組織のあり方や事務執行方法を検討します。

④課題発見・課題解決プロセスマネジメントを展開します。

行政組織が課題の解決をしていくためには、職員の知識・技術・意欲に基づいた適切なマネジメントが求められます。業務の工程（プロセス）を整理・分析し、どうすれば効率的・効果的に仕事ができるのか常に見直し、改善を行うことを通じて、課題への的確な対応が図れるよう、適切なプロセス・マネジメントを展開します。

主な実現方策

- 事務事業の作業工程をマネジメントする仕組みを構築し、展開します。

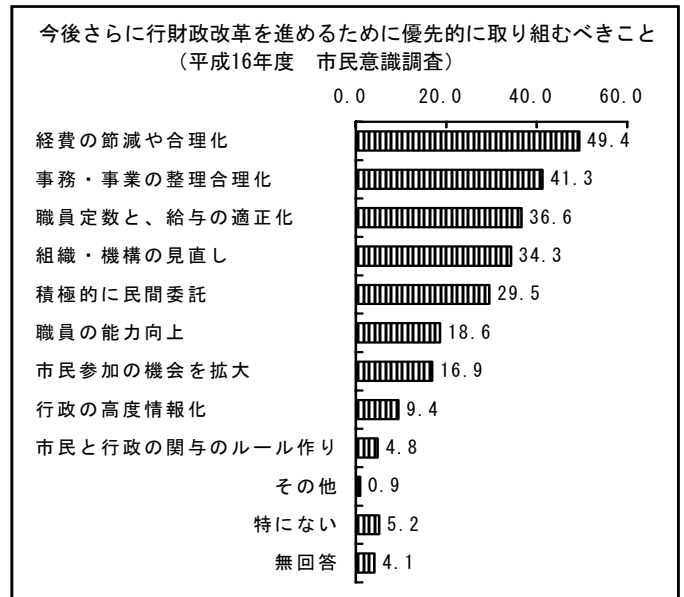
(4) 健全な財政運営を進めます。

① 経営的視点による行財政改革に取り組みます。

本市は、これまで、昭和60～62年度、平成8～10年度、平成13～15年度の3度にわたる行政改革を実施し、その後も継続的改善の取り組みによって一定の成果を挙げてきました。しかし、市税の減収、国庫補助負担金の減少、地方交付税の減少など、佐倉市の財政運営はこれまでにないほど困難な状況になってきています。後期基本計画に位置づけた施策を着実に実行できるよう、民間の経営的視点を取り入れた行財政改革に取り組みます。

主な実現方策

- 行財政運営方針および集中改革プランの進捗を適正に管理し、行政改革に向けた取り組みを着実に進めます。
- 財政運営に対する調査、研究に取り組みます。

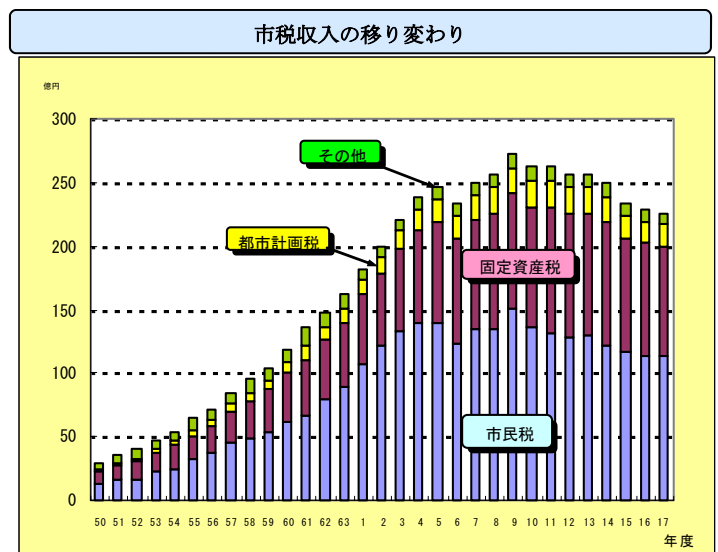


② 市税の徴収率向上に努めます。

市税は、市の歳入の約6割を占めており、市の財政を支える歳入の基本となっています。課税客体の適正な把握を行い、適正・公正な市税等の賦課を進めるとともに、口座振替の促進などの納税者の利便向上や納付相談の充実を図り、税収の確保に努めます。また、厳正な滞納処分の執行により徴収率の向上を図ります。

主な実現方策

- 税に関する相談機会を設け、納税意識の高揚を図ります。
- 市税収納の口座振替を促進するなど、徴収率の確保に努めます。

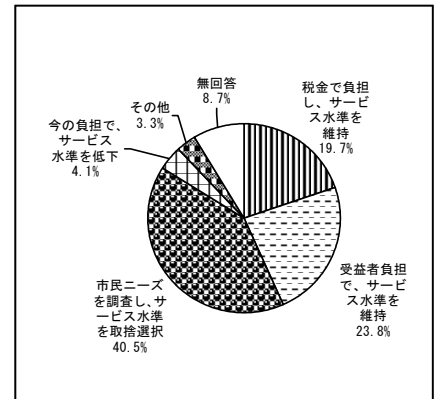


③事務事業の執行に必要な財源の確保に努めます。

地方分権や国の三位一体の改革により、地方の自立的な財政運営構造の確立が求められています。事務事業を実施する上で必要となる財源を確保するため、税源の移譲を国や県に要望していきます。また、行政サービスの質的向上に努めるとともに、事業の実施の際に利用できる国、県の補助制度について、常に調査研究し、積極的な活用に努めます。

主な実現方策

- 国・県の補助金の活用や税源移譲の要望等、財源確保に向けた取り組みを進めます。



受益者負担とサービスの関係
(平成16年度 市民意識調査報告書)

④受益と負担の関係を見直します。

依然として続く厳しい社会経済状況を背景に、税収の伸びが期待できない現在の状況においては、効率的な税配分を行うための行政運営が求められます。施策の一層の選択と集中を進めるとともに、公共施設や一部の住民が利用するサービスに対する住民負担も求めていく必要が出てきています。このため、事務事業の再構築を行うにあたっては、費用の負担をどこに求めるかを明らかにし、受益と負担の関係を見直します。

主な実現方策

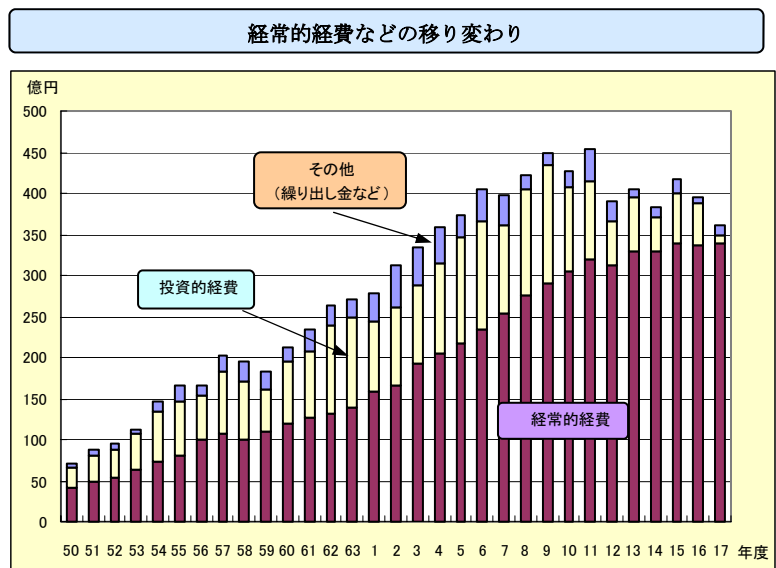
- 受益と負担の関係のあり方について検討する組織を設置し、総合的な見直しを進めます。

⑤経常経費を節減します。

業務を行っていく上で毎年度必要になる経常的経費は、人口が増えて市の規模が拡大する中で、事務量・事業量の増加に伴い増えてきました。しかし、ここ数年、歳入が減少し続けているため、拡大した行政規模に合わせた歳出とのバランスが取りにくくなっています。このことから、経常的な経費削減のため、内部事務の合理化策を講じるとともに、不要不急の事務事業については廃止または合理化を進めていきます。また、補助金のあり方についても適切な見直しを行います。

主な実現方策

- 予算配分枠の設定による総額の抑制など、経常経費節減のための取組みを行います。



※平成17年度は予算額

⑥財源を重点的、効果的に配分します。

後期基本計画を着実に推進し、施策成果を上げていくためには、限られた財源を有効に活用していく必要があります。このため施策や事業の成果を測定した結果を踏まえ、後年度における負担や、施策目標の達成への効果などを考慮し、そのために有効な事業を選択することにより優先順位の高いものへ集中的に財源を投資していく行政運営に努めます。

主な実現方策

- 予算編成において、重点的に取り組む事業を明確にしていきます。

⑦公有財産の適正管理と有効活用を図ります。

市民の財産である公有財産を適正に管理し、現在の機能を維持していくことに努めていきます。また、現在市が所有している公有財産、物品等のうち使用目的が明確になっていないものや今後の利用が見込めないものについては、その整理（民間売却、不要物品の再利用・再資源化）について検討し、適切な財源確保に努めます。

主な実現方策

- 未利用となっている土地・建物などの有効活用を検討します。

(5) 施設を適正に管理します。

①施設価値を高めることに努めます。

公共施設の利活用が促進されるよう、サービスの質的な向上に努めていきます。将来にわたる施設需要の動向を見据えた上で、地域の実情に応じた施設規模の適正化や用途の転換、子どもや高齢者・障害者など誰もが利用できる施設づくりへの配慮、安全で安心なまちづくりに向けた災害時における拠点機能の発揮など、地域における施設の価値を高めていくことに努めます。

主な実現方策

- 公共施設の管理運営状況を調査し、施設の有効活用方策を検討します。

②施設の管理運営に地域・民間の力を活用します。

地方自治法の一部改正（平成15年9月2日施行）により、指定管理者制度が導入されました。これにより、従来は公的団体に限られていた公の施設の管理を、民間事業者等に任せることが可能となり、公の施設管理に民間ノウハウを活用し、コストの削減とサービス向上を目指すとともに、雇用の創出や地域経済の活性化にもつなげることが可能となりました。現状よりさらに施設を活用できる可能性を追求すると同時に官と民のあり方を見直し、施設の管理運営に地域・民間の力を活用します。

主な実現方策

- 公の施設の管理運営に民間活力を導入し、施設の有効活用を図るため、指定管理者制度の積極的な活用を検討します。

③公共施設のあり方を検討します。

高度成長期や人口急増時代に集中的に整備してきた公共施設が老朽化の時期を迎え、その維持管理が大きな財政負担になっています。一方で、市民ニーズに対応した新たな施設の整備も求められています。

施設の整備にあたっては、対象とする地理的な範囲や提供する機能の特性、既存施設の整備状況といったこれまでの配置の視点に加え、居住者の年齢構成や世帯構成などの地域特性を踏まえた将来のまちづくりも視野にいれる必要があります。施設の多目的化や多用途化、機能の複合化による統廃合を含め、公共工事コスト縮減が図れるよう検討します。

主な実現方策

- 公共施設について、必要性や地域性等に配慮した適切な配置を検討します。

(6) 広域的な行政を進めます。

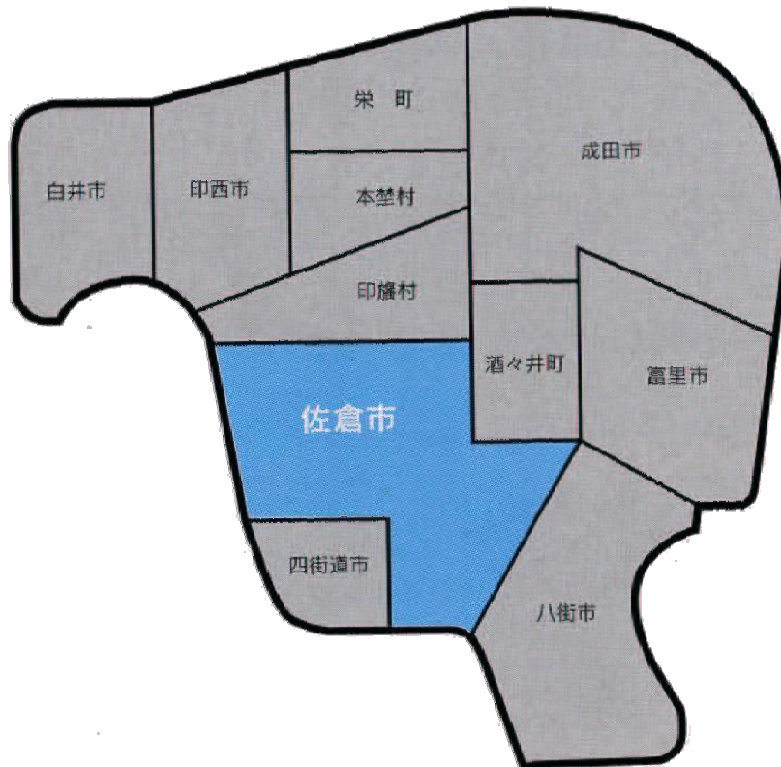
①広域的な行政を推進します。

都市化の進展や交通・情報通信手段の発展により、市民の日常生活圏や経済圏は市域を越えて広がっています。これに伴い環境問題や交通問題、ごみ処理の問題など行政区域を越えた市民ニーズが高まっており、これらの広域的な行政課題への対応が求められています。

近隣市町村の自主性を尊重しつつ、相互の連携と効率的な役割分担のもと、関係市町村との共同処理による事務の合理化などをさらに推進していきます。

主な実現方策

- 関係市町村の連携を強化し、広域行政を更に推進します。また、一部事務組合の充実を図ります。



(印旛郡市広域市町村圏事務組合構成市町村)

注) 平成18年3月27日に下総町、大栄町が成田市と合併する予定です。

(一部事務組合一覧表)

| 名称 | 主な仕事 | 構成市町村 | 設立日 |
|-------------------|---|--|----------|
| 印旛郡市広域市町村圏事務組合 | 市町村圏計画の策定、職員の採用試験及び共同研修、水道用水供給事業、軽費老人ホーム、地域農業センター、第二次救急医療機関運営事業 | 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、酒々井町、富里市、印旛村、本埜村、栄町 | S47.9.7 |
| 佐倉市、酒々井町清掃組合 | ごみ処理 | 佐倉市、酒々井町 | S41.1.7 |
| 印旛衛生施設管理組合 | し尿処理 | 佐倉市、四街道市、八街市、酒々井町、富里市 | S38.4.5 |
| 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 | さくら斎場運営 | 佐倉市、四街道市、酒々井町 | S40.7.15 |
| 印旛利根川水防事務組合 | 下利根川右岸の水防 | 成田市、佐倉市、四街道市、八千代市、印西市、白井市、酒々井町、印旛村、本埜村、栄町 | S39.4.13 |
| 佐倉市八街市酒々井町消防組合 | 消防活動、救急活動 | 佐倉市、八街市、酒々井町 | S47.4.1 |

第2節 市民協働によるまちづくり

現況と課題

地方分権の進展により地方の自立が求められており、この実現のためには、限られた財源で最大の効果をあげられるよう、成果と効率性に重点を置いた行政運営を行っていく必要があります。

それには、市民のニーズを的確に捉え反映させ、さらには市民の社会貢献活動を広げるなど、市民の視点に立った行政運営が求められています。

また、まちづくりの運営手法にあつては、これまでのような行政主導による一律的な行政サービスの提供というだけではなく、市民との協働によるまちづくりの推進が必要となってきました。この背景には、ボランティアやNPOなどによる社会参加活動が活発になってきたことも起因しています。この市民協働の推進には、行政の透明性を高めることや、地域コミュニティの活性化が必要です。

市では、市民協働のさきがけとして、平成15年に市民公益活動サポートセンターを設置し、市民公益活動を支援していますが、市民公益活動のさらなる拡大が望まれています。

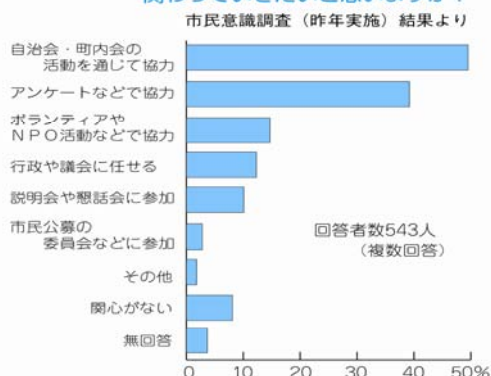
基本方針

・議会制民主主義を尊重し、地方自治の理念に添う市民自治の確立に努めます。また、市民協働の推進にあたっては、市民の行政活動への参加を促進する制度の充実や自主的な公益活動への参加意識の啓発に努め、その活動を推進するための環境を整備します。

・地域住民の連携を育むためのコミュニティの形成を支援し、活動拠点の確保とともに活動の支援を行います。

・行政の透明性を高めるため、市政情報の積極的な公開を行います。また、広聴の充実により市民意見の市政への反映を図ります。そして、市民活動の情報交流を推進する環境を整備します。これらの取り組みを総合的に実施することで情報の共有化を目指します。

あなたはどのような形で市政やまちづくりに関わっていきたいと思いますか？



「自治会・町内会の活動を通じて協力」という回答が約50%と最も多かった結果から見ても、町内会・自治会が広く認知されていることがわかります。



全国では2万1539団体の申請団体数のうち、1万9963団体が法人資格の認証を受けています（平成16年12月31日現在）。

千葉県では、申請数836団体で法人資格の認証数は797団体です。なお、千葉県における認証団体数の状況は、都道府県別で見ると、東京都、大阪府、神奈川県に次いで4番目です（平成17年1月31日現在）。

また、市内に事務所を有するNPO法人は、26団体あります。

施策の体系

- | | |
|-------------------------------|--|
| (1) 地域のまちづくり活動が盛んなまちにします。 | <ul style="list-style-type: none"> ① まちづくりに対する市民意識を高めます。 ② 地域のまちづくり活動の環境を整備します。 ③ 市民活動の情報交流を推進する環境を整備します。 ④ 地域コミュニティ活動への支援を行います。 ⑤ コミュニティの活動拠点を確保します。 |
| (2) ボランティアやNPO等の活動が盛んなまちにします。 | <ul style="list-style-type: none"> ① 市民公益活動に対する市民の関心を高めます。 ② 市民公益活動を促進する環境を整えます。 |
| (3) 市民の意識を反映したまちにします。 | <ul style="list-style-type: none"> ① 市民意識を反映できる広聴制度を確立します。 ② 市民の行政活動への参加を促進します。 |
| (4) 行政の透明性の高いまちにします。 | <ul style="list-style-type: none"> ① 市政情報の公開を進めます。 ② 市政情報に関する広報を行います。 ③ 市民が行政情報を活用できる環境を整備します。 |

施策の説明

(1) 地域のまちづくり活動が盛んなまちにします。

①まちづくりに対する市民意識を高めます。

社会情勢の変化にともない市民ニーズも多種多様化しており、これまでのような行政主導によるまちづくりには限界が見え始めています。また、一方で、地域住民やボランティア団体などによる市民公益活動も活発化してきています。誇りのもてるまちづくりの実現のためには、市民が主体となった自主的・自発的な活動が様々な形で展開されることが重要であることから、市民の自治意識の啓発に努めます。

主な実現方策

- 市民の地域活動への関心を高めるための啓発活動を行うと同時に、関係機関との連携による人材育成を進めます。
- 佐倉市民憲章の理念を普及し、その精神を浸透するための取り組みを進めます。

②地域のまちづくり活動の環境を整備します。

自治会・町内会・ボランティア団体・NPO、企業や行政が相互に連携・協働し、地域における活動を活発化することにより、地域課題に柔軟に対応することが可能となります。

このことから、市民等の活動分野を横断した総合的な支援を行うための環境整備を推進します。

主な実現方策

- 市民協働に関する窓口の設置や、(仮)市民協働推進委員会の立ち上げ等、市民主体の地域まちづくり活動を促進できる環境を総合的に整えます。



(地域まちづくり活動の様子)

③市民活動の情報交流を推進する環境を整備します。

市民活動を一層推進するためには、市民、企業、ボランティア、NPO、そして行政等様々な活動主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、分担・協力しあう関係づくりが大切です。市民活動に係る情報が相互に交換できる環境を整備します。

主な実現方策

- 町内会・自治会、ボランティア団体、NPO法人などが行うまちづくり活動の情報提供を行うとともに、活動の交流機会を提供します。

④地域コミュニティ活動への支援を行います。

地域の課題に対処し豊かでやさしい地域社会とするためには、住民相互の支え合いによるコミュニティ活動の充実と行政との協働システムを構築することが大切とされています。

地域社会における町内会・自治会をはじめとした各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対し、自主活動の妨げにならない範囲で可能な支援を行います。

主な実現方策

- 地域コミュニティにおける広域的な自治活動を推進する組織の形成や自主的な取り組みを支援します。
- 自治会・町内会が行う住民自治のための活動を支援します。

⑤コミュニティの活動拠点を確保します。

コミュニティ活動、自治会活動や交流の場が確保されるよう、地域住民自らが行う集会施設の整備支援や既存公共施設の活用など、コミュニティ活動拠点の確保に努めます。

主な実現方策

- コミュニティ活動の拠点としてのコミュニティセンターを適正に管理運営します。
- 自治会・町内会の地区集会所の建替えや既存施設の維持等に対する助成を行います。



志津コミュニティセンター・・・

講演会や発表会などに利用できる400人収容の大ホールや、調理室の機能を持つ会議室をはじめ、透視パネルスクリーン付きで視聴覚室としても利用できる集会室、水屋付きの茶室なども備えられており、市民の文化活動の拠点となっています。また、遊戯室や図書館なども備えた北志津児童センターも併設しています。

(2) ボランティアやNPO等の活動が盛んなまちにします。

①市民公益活動に対する市民の関心を高めます。

個人の価値観の多様化や余暇時間の増大、社会環境の変化などを背景に、ボランティア・NPO等の市民公益活動への関心が高まってきており、その活動は福祉、まちづくり、国際交流、環境、教育、文化、芸術、スポーツ、防犯、防災など多岐にわたって広がりを見せています。また、ボランティア団体などの非営利活動団体に法人格を付与し、その活動を促進するNPO法の制定など社会的環境も整備されつつあります。本市では、平成14年度に市民公益活動推進のための基本方針を定め、市民公益活動を推進していますが、今後とも、多様な分野での市民公益活動の需要の高まりが予想されることから、ボランティア精神の高揚を図り、幅広い分野への市民公益活動を促進します。

主な実現方策

- インターネット等を活用して市民公益活動団体の情報を提供します。

②市民公益活動を促進する環境を整えます。

佐倉市の市民公益活動団体は、設立から日の浅い団体や小規模な団体が多く、活動を展開する上で様々な課題を抱えています。その内容は、公共施設の利用など活動場所の確保、他団体との交流、情報の受発信などの課題もあることから、団体の自主的な活動を尊重しつつ、これらに対応する環境整備に努めます。

主な実現方策

- 市民公益活動の推進に向けた支援策の検討を行います。
- 市民公益活動サポートセンターの機能の充実に努めます。

(市民公益活動サポートセンター)



パソコンコーナー



交流コーナー



メールボックス



ロッカー



印刷作業コーナー

市民公益活動サポートセンター・・・佐倉市では、市民又は市民団体等が実施する市民公益活動を支援するため、市民公益活動サポートセンターを設置しています。市民公益活動とは市民又は市民団体等が、主体となって継続的・自発的に行う社会貢献活動で、非営利目的で行う活動です。この施設は、公益活動を実施する市民、ボランティアグループ、団体、NPO法人等がその運営のための打ち合わせ、研修、情報交換、情報発信等ができるようにその支援を目的に設置されています。

(3) 市民の意識を反映したまちにします。

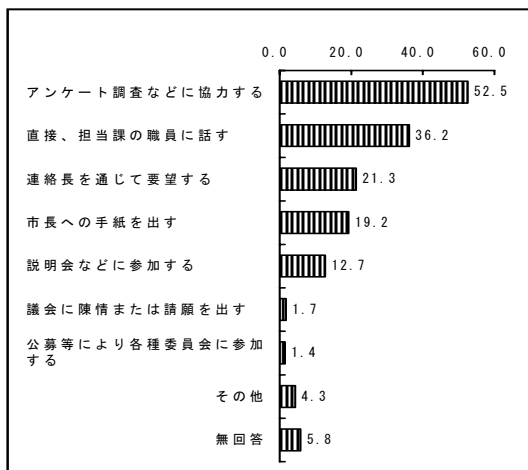
①市民意識を反映できる広聴制度を確立します。

市民の意見・意識や提言を広く集め市政に反映させるための広聴制度には、市長への手紙(※4)、総合計画策定の際の市民意識調査、市政モニター、連絡長要望、各種アンケート調査などがあります。

既存の広聴事業の充実を図るとともに、出された意見・要望等を整理・集約し情報を共有化することにより、市政に役立てる広聴制度の確立に取り組みます。

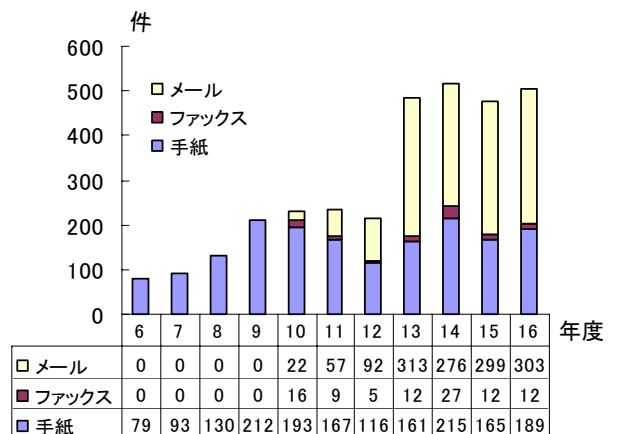
主な実現方策

- 市長への手紙などの広聴機能のあり方について検討します。
- 定期的に市民意識調査を実施し、市民意識の把握に努めます。



今後、意見や要望を市へ伝えるときの手段
(平成16年度 市民意識調査報告書)

市長への手紙の件数 ※4



※以前は道路や公園・ごみに関する提案が多く寄せられていましたが、近年は市の制度への質問や疑問・行政に対する要望などが多くなってきています。

②市民の行政活動への参加を促進します。

まちづくりへの市民参加を促進するため、市政に係る政策形成過程から実施に至る過程において、市民のみなさんの参加を可能とする基準を整備するなど、市民参加型の行政運営の環境整備に努めます。

主な実現方策

- 市民の行政活動への参加機会の充実に向けた調査研究を進めます。

(※4) 市長への手紙 … 市民のみなさんからの市政に対する意見を、市役所、各出張所に設置してある「市長への手紙」用紙、ファックス、ホームページ及びメールで受け付け、意見について担当部署で調査し、必要に応じて関係機関と協議した上で回答する制度。

(4) 行政の透明性の高いまちにします。

① 市政情報の公開を進めます。

市政の公平性と透明性を高め、市民と市政との信頼関係の確保を図り、市民の市政への参加を推進するため、行政資料や市政情報を積極的に提供します。また、市民主体の公正で開かれた市政の推進を図るため、個人情報の保護に十分な留意を行った上で、市の保有する情報を原則として公開する情報公開制度の適切な運用を図ります。

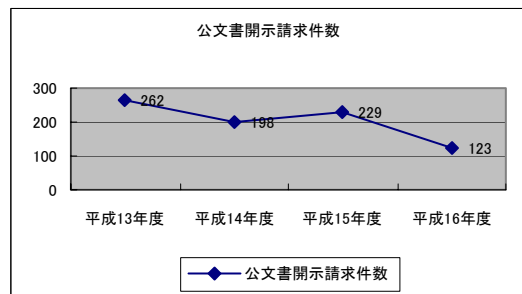
併せて、市が保有する個人情報の適正な取扱い並びに個人の権利利益の保護を規定した佐倉市個人情報保護制度の適切な運用を図ります。

主な実現方策

- 市政に関する情報を手軽に入手できる窓口として、市政資料室の充実に努めます。



市政資料室



情報公開請求のあった公文書の件数

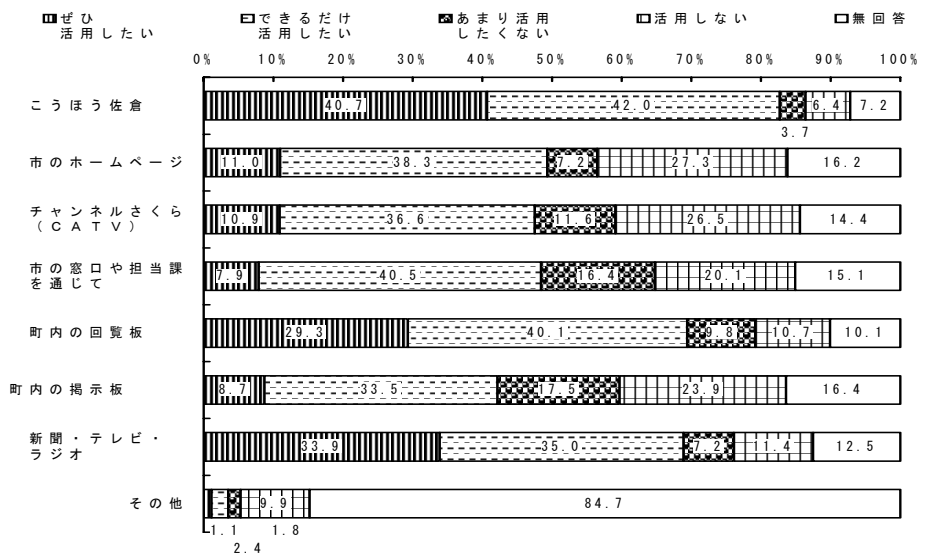
資料：行政管理課

② 市政情報に関する広報を行います。

広報紙など、あらゆる広報媒体を通じて、市政への市民の理解を深め、行政の高い透明性を確保し、市民と行政が協力したまちづくりを進めるため、市政情報を十分に提供する広報活動を行います。

主な実現方策

- 市政情報を提供するため、広報紙を定期的に発行します。
- 市政情報を広報番組、ホームページ等を通じてお知らせします。



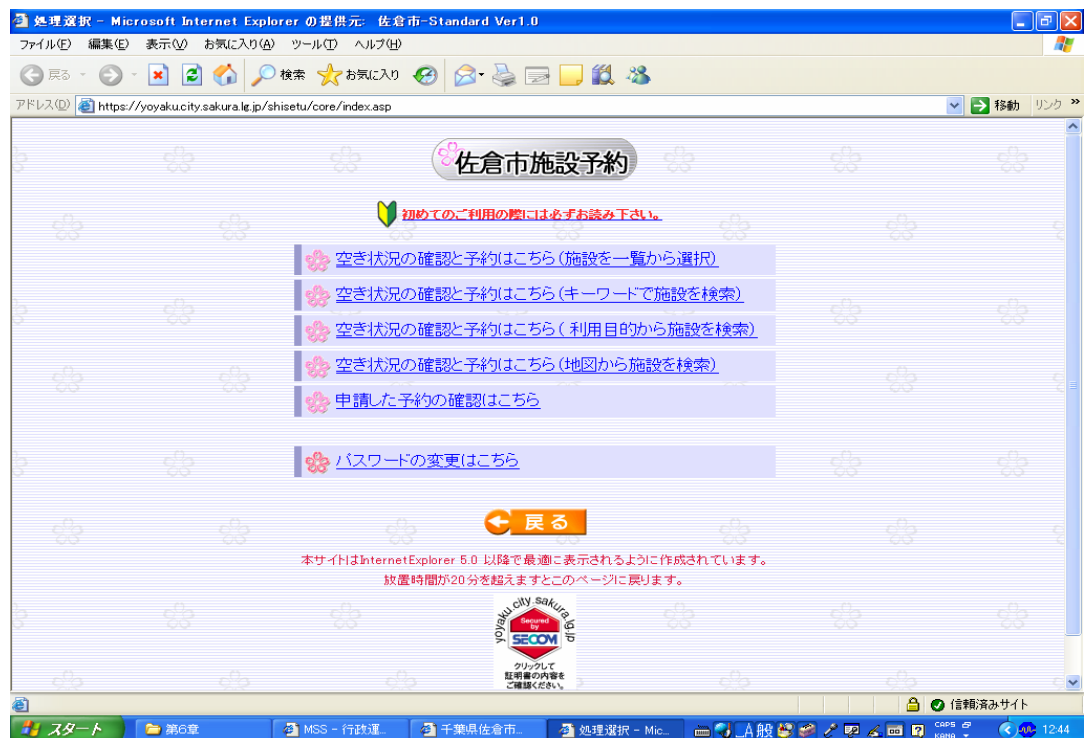
今後、活用したい広報手段 (平成16年度 市民意識調査報告書)

③市民が行政情報を活用できる環境を整備します。

従来から「こうほう佐倉」をはじめ、CATVによる広報番組やホームページの開設など様々な媒体を活用して行政情報を提供し、市民生活の利便性向上に努めてきましたが、今後は、行政情報の提供にとどまらず、インターネットを通じて、自宅にしながら行政サービスを受けるなど電子自治体への対応を含め、誰にでも配慮された身近な行政を実現し、市民生活の利便性と満足度が向上するよう環境の整備に努めます。

主な実現方策

- 地域の情報化を進めるための取り組みを進めます。



佐倉市のホームページから公共施設の予約・確認などができる公共施設予約管理システム

第3節 男女平等参画社会の実現に向けたまちづくり

現況と課題

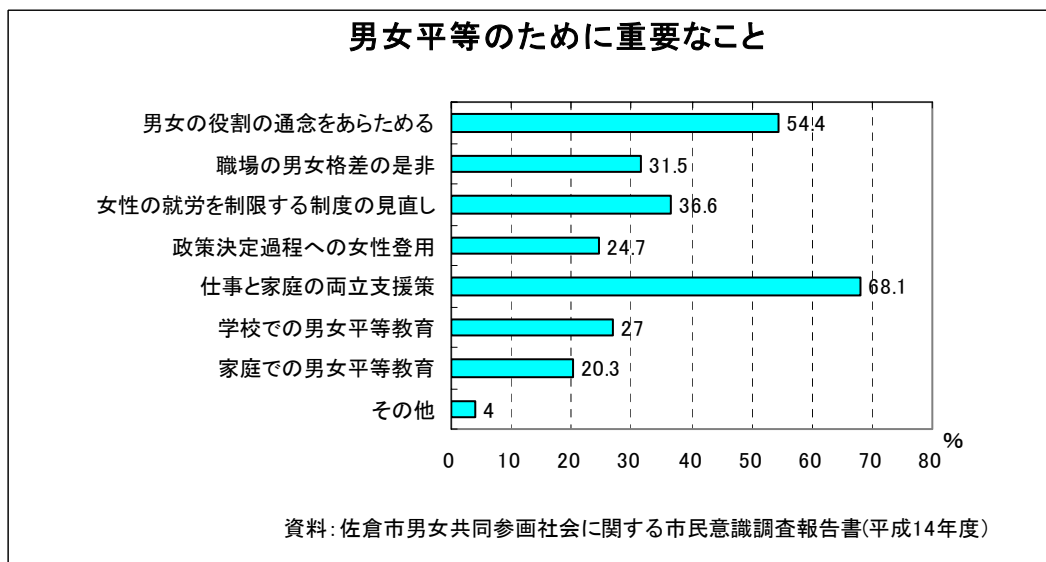
これまで、人権の尊重や男女平等の理念の下に、男女平等参画社会(※5)に向けた取り組みを推進してきました。平成15年4月に「佐倉市男女平等参画推進条例」を施行し、男女平等参画社会づくりのための取り組みを進めるとともに、活動拠点として「男女平等参画推進センター：ミウズ」を開設しました。

しかしながら、性別に基づく差別や、性別による固定的な役割分担意識などの社会慣行は依然として残っています。また、家庭内暴力の問題や、家庭、職場、地域を取り巻く人間関係による悩みなどの問題もあります。

社会のあらゆる分野で互いの人権が尊重され、性別にとらわれることなく一人ひとりがその個性と能力を發揮し、家庭や社会での責任を分かち合い、生涯にわたっていきいきと過ごすことのできる男女平等参画社会を実現する必要があります。

基本方針

- ・男女平等参画社会の実現のため、「男女平等参画基本計画」の着実な推進に努めます。
- ・各種啓発や支援、相談などにより、市民の意識の醸成に努めるとともに、男女平等参画推進センターの充実を図ります。
- ・DV（ドメスティック・バイオレンス）(※6)については、個々の事例ごとに対策を講じます。



(※5) 男女平等参画社会 … 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。(出典：佐倉市男女平等参画推進条例)

(※6) DV（ドメスティック・バイオレンス） … 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条」に定義する「配偶者からの暴力」のことを指します。法律の定義では、「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」となっており、ここでいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。

施策の体系

(1) 男女が平等に参画できるまちにします。

- ① 男女平等参画社会づくりのための取り組みを進めます。
- ② DV対策を進めます。
- ③ 男女平等参画社会の実現に向けた推進体制を整備・充実します。

施策の説明

(1) 男女が平等に参画できるまちにします。

①男女平等参画社会づくりのための取り組みを進めます。

社会経済状況の急激な変化に対応していく上で、男女平等参画社会の構築が求められています。

男女が社会の対等な構成員として、共に社会を担う一員としての自覚と責任をもち、自らの意思によって方針決定過程や地域活動に参画していくことが重要です。市民一人ひとりが互いの人権を尊重しあい、自らの個性と能力を發揮し社会の担い手となるよう、男女平等参画社会づくりのための取り組みを推進します。

また、家庭や地域などにおいて、男女平等参画を推進する意識が醸成されるよう、啓発・普及に努めます。



男女平等参画講演会

主な実現方策

- 学習会や講演会の実施や広報活動により、男女平等参画意識の啓発に努めます。
- 家庭や社会における男女が抱える問題の解決を図るため、相談員によるカウンセリングを実施します。



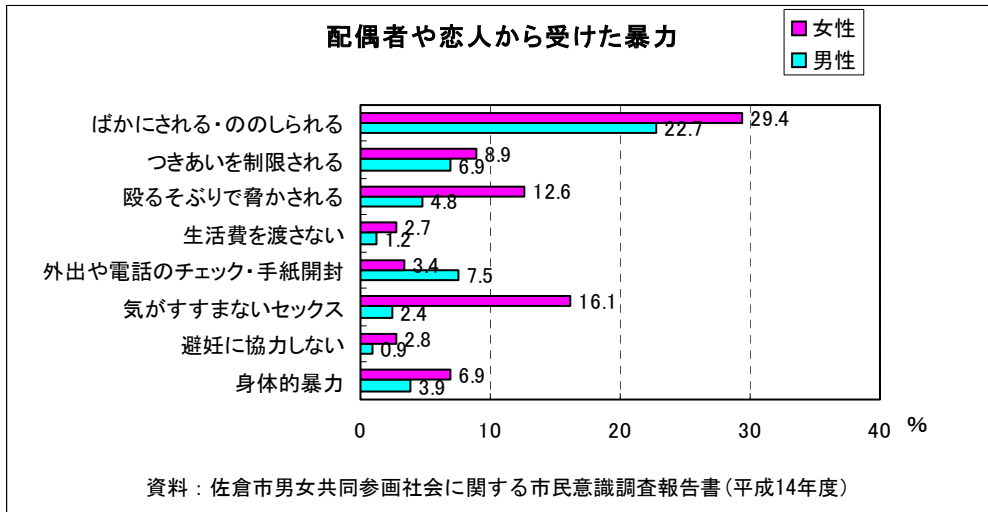
男女平等に関する学習会の様子

②DV対策を進めます。

DVは、身体的暴力・経済的暴力・ことばの暴力などにより尊厳を傷つける深刻な人権侵害であり、犯罪となる行為です。被害者を暴力から救済し、問題の解決や生活の再建を支援していくためには、被害者の立場に立って、適切な情報提供と関係する機関への的確な引継ぎが重要です。被害者の人権を尊重するとともに、安全性や秘密の保持に十分配慮しDV対策を進めます。

主な実現方策

- DV被害に関する連絡組織を活用して被害の拡大を防ぎます。また、DV被害者の緊急一時避難支援を行います。



③男女平等参画社会の実現に向けた推進体制を整備・充実します。

本市では、平成14年12月に「男女平等参画推進条例」を制定し、男女平等参画社会づくりの推進に努めています。平成15年4月には、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に共に参画する男女平等参画社会の形成を促進するため、その活動の拠点として、「男女平等参画推進センター（ミウズ）」を開設し、市民や事業者の取り組みを支援しています。また、平成16年3月には、第2期となる男女平等参画基本計画を定めており、計画の進捗を適切に管理することを通して、男女平等参画社会の実現に向けた推進体制の整備に努めます。

主な実現方策

- 男女平等参画推進センターの適正な管理運営に努めます。
- 総合計画に基づく男女平等参画基本計画の策定及び男女平等参画に関する施策の進行状況の管理等を行います。



佐倉市男女平等参画推進センター（ミウズ）



インターネットコーナー



図書スペース

佐倉市男女平等参画推進センター“ミウズ”（Man Equality Woman Squareの頭文字 M. E. W. S.）・・・この施設は、男女平等参画を推進する市民の皆さんの様々な活動を応援する場として、男女平等参画や女性問題に関する図書や資料などを中心に収集した図書コーナー、開放的なミーティング・スペース、定員18名の学習室などがあり、インターネットも利用できます。また、女性の抱える問題や悩みなどの解決の道を探るためのカウンセリング（女性のための相談）や講座なども開催しています。

